

『十二人の怒れる男』

1957年／アメリカ／シドニー・ルメット監督作品

合理的疑いと弁護士の職責

会員 加藤 慎也 (69期)

私の心に強く残っている映画の一つに、古典的作品『十二人の怒れる男』がある。陪審制度を題材とした作品であり、限られた空間における濃密な議論が、法曹としての職責を考える契機となった。

物語は、殺人罪で起訴された少年の有罪・無罪を決める十二人の陪審員の審理を描く。冒頭、十一人が有罪を疑わず、早く結論を出そうとする中で、ただ一人が「合理的な疑いが残る」と主張する。彼は断定を避け、証拠や証言を一つひとつ吟味し直そうと呼びかける。最初は孤立していたその姿勢が、やがて他の陪審員の心を動かし、議論は白熱し、結論は大きく揺らいでいく。

印象的なのは、陪審員たちが単なる証拠の検討にとどまらず、自らの偏見や思い込みと対峙する姿である。移民に対する差別的な見方、家庭環境への先入観、被告人の境遇に対する無理解——それらが「有罪」という判断を後押ししていたことが、対話を通じて次第に明らかになっていく。合理的な議論は、他者との衝突を恐れず、自らの内面を見つめ直す営みであることを、この映画は教えてくれる。

弁護士の仕事においても、拙速な結論に流される危険は常に存在する。依頼者の話を一方的に信じ込むことも、相手方の主張を安易に受け入れることも、裁判所の心証を過剰に推し量ることも、いずれも「思い込み」に陥る契機となり得る。だからこそ、事実を丁寧に確認し、証拠の意味を冷静に

検討し、依頼者や裁判所に対して「合理的な疑い」を根気強く提示することが、弁護士の責務なのだと感じる。

また、この作品は「対話の力」に光を当てる。閉鎖的な陪審室で、激しい意見の衝突が繰り返されるが、互いの言葉に耳を傾け続けることで、最初は頑なだった人々の心が少しずつほぐれていく。法廷に限らず、交渉、調停、あるいは依頼者との相談においても、弁護士はしばしば対話を媒介として合意形成を図る役割を担う。相手を言い負かすではなく、言葉を尽くして「納得に至る道筋」を探る姿勢が、実務においても求められている。

日本には陪審制度は存在しないが、裁判員制度において市民が司法に参加するようになった現代だからこそ、この作品は一層の示唆を与えてくれる。市民が抱く感情や直感は、法律専門家の目から見れば不合理に映ることもある。しかし、こうした感覚を「誤り」として排除するのではなく、丁寧に言葉を重ねて共に事実を見つめ直すことが、司法への信頼を支える基盤となるのではないだろうか。

『十二人の怒れる男』を見返すたび、弁護士としての基本姿勢を省みることになる。合理的疑いを大切にすること、対話を尽くすこと、そして人間の偏見や感情に向き合うこと——これらはいずれも、私たちの日々の実務に直結している。映画の舞台は陪審室であるが、そのメッセージは法廷を超えて、私たちの社会全体に響く普遍的な問いかけである。